

■赤穂市健康増進計画（第3次）の策定について

1. 健康増進計画・食育推進計画とは

健康であることは、すべての市民の願いであり、市民一人ひとりが充実した日常生活を過ごし、豊かな人生を送る上で必要不可欠なものです。

健康の実現には周囲の環境が大きく影響することから、普段から望ましい生活習慣を実践するなど個人の取り組みに加え、健康づくりに取り組もうとする個人を地域社会全体で支援していく環境の整備が重要です。

また、「食」は生活の基本であり、私たちのからだは食べ物でつくられます。心身の健康のためには、人が生まれてから亡くなるまで、ライフステージの各段階に応じた食育の実践が重要であり、社会全体で取り組む必要があります。

健康増進計画・食育推進計画は、市民全体の生活習慣の改善に努め、生活習慣病の発症を予防するとともに、家庭や地域、学校、職場、行政等の多くの機関が連携・協働して、子どもから大人まで市民一人ひとりが、自らの「健康づくり」や「食」の望ましいあり方について考え主体的に行動することを後押しするための取り組みを定めた計画です。

2. 計画策定の背景と課題

わが国の平均寿命は、国民の生活水準の向上や医療技術の進歩などを背景に、平成27年には男性が80.79歳、女性が87.05歳（厚生労働省「平成27年簡易生命表の概況」より）となり、世界有数の長寿国となっています。その一方で、急速な少子高齢化、不適切な食生活や運動不足などによる健康リスクの増大をはじめ、寝たきりや認知症などの要介護者の増加、家庭・地域社会における関係の希薄化が進んでいます。また、少子高齢化の進展により、医療費や介護などに要する社会保障給付費が増大する一方で、これを支える人々の負担も年々重くなっています。

このため、個人の健やかで自立した生活を維持するためにも、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）を延ばすことが緊急の課題となっています。

これからは、高齢化の進行や社会情勢の変化に対応した効果的な健康づくりが求められ、それには、保健、医療、福祉、介護が一体となって推進することが重要となっています。

また、健康づくりは正しい食生活が基本となるなど、健康と食との関わりは深いことから、市民一人ひとりの主体的な健康づくりと食育を一体的に推進していくことが求められています。

3. 国・兵庫県の健康づくりをめぐる動き

(1) 国の動き

国においては、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざし、平成12年3月に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定、平成24年7月には、これを全面改正し、「健康日本21（第2次）」を策定しました。この計画では、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」「社会全体として相互に支え合いながら健康を守る環境の整備」など5つの基本的方向性を新たに盛り込み、10年間の健康づくりに関する取り組みと目標が示されています。

平成17年には「食育基本法」を施行し、これに基づき、翌年3月に「食育推進基本計画」を策定しました。また、平成23年には「第2次食育推進基本計画」を策定し、「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」の3つを重点課題に据え、食に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。しかし、若い世代での不適切な食生活が依然みられること、また高齢者のみの世帯のほか、ひとり親世帯や貧困状況にある子どもへの支援などが課題となっていることから、このような食をめぐる課題を踏まえ、平成28年3月に「第3次食育推進基本計画」を策定しています。

(2) 兵庫県の動き

兵庫県では平成23年4月に「健康づくり推進条例」を施行するとともに、平成24年3月に「兵庫県健康づくり推進プラン」を、平成25年3月に「兵庫県健康づくり推進実施計画」を定め、健康づくりの取り組みを推進してきました。

しかし、平均寿命と健康寿命の格差が縮小されていないことをはじめ、生活習慣病や認知症・身体機能の低下などを原因とする死亡や要介護状態に陥る状況が依然多いこと、目標値（特定健診・がん検診の受診率の向上、食塩の摂取量や喫煙率の低減など）が未達成であることなど、県民の健康をめぐる課題は依然山積している状況です。

県ではこれらの現状を踏まえ、引き続き、健康づくりと疾病予防に重点を置いた取り組みを社会全体で総合的かつ計画的に推進するため、平成29年3月に「兵庫県健康づくり推進プラン（第2次）」を策定しています。

一方、食育の推進については、平成18年3月に「食の安全安心と食育に関する条例」を制定し、この条例を踏まえ、平成19年3月に「食育推進計画」を、平成24年3月に「食育推進計画（第2次）」を策定し、保健、農林水産、教育を中心に関係部局が連携しながら食育を推進してきました。

しかし、若い世代の朝食欠食率の高さのほか、高齢者世帯やひとり親世帯の増加等、世帯形態の多様化、健康寿命の延伸や健康格差の縮小などといった健康課題の解決に向け、食育の視点を踏まえた取り組みの強化が求められています。このような県民の食をめぐる現状を踏まえ、平成29年3月に「食育推進計画（第3次）」を策定しています。

【国・県の主な動き（健康増進、食育推進関連計画、法案一部抜粋）】

年度	国の動き	県の動き	赤穂市
平成 11	「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」策定(H12.3)	「ひょうご健康づくり県民行動指標」策定(H12.3) 「兵庫県健康増進計画」策定(H12.3)	
平成 12	「介護保険法」施行(H12.4)		
平成 13			「新赤穂市地域保健推進計画」策定(H14.3)
平成 15	「健康増進法」施行(H15.5)	「健康食生活ひょうごプラン」策定(H16.3)	
平成 17	「食育基本法」施行(H17.7) 「食育推進基本計画」策定(H18.3)	「食の安全安心と食育に関する条例」(H18.3)	
平成 18	「自殺対策基本法」施行(H18.10)	「食育推進計画」「食の安全安心推進計画」策定(H19.3)	
平成 19	「健康日本21」中間評価公表(H19.4) 「がん対策基本法」施行(H19.4)		
平成 20	「健康日本21」(改訂)施行(H20.4)	「兵庫県健康増進計画」改定(H20.4)	
平成 21			「赤穂市食育推進計画」策定(H22.3)
平成 22	「第2次食育推進基本計画」策定(H23.3)		
平成 23	「健康日本21」最終評価公表(H23.10)	「健康づくり推進条例」施行(H23.4) 「食育推進計画(第2次)」策定(H24.3) 「兵庫県健康づくり推進プラン」策定(H24.3)	
平成 24	「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の全部改正（いわゆる「健康日本21(第2次)」策定）(H24.7)	「兵庫県健康づくり推進実施計画」策定(H25.3)	「赤穂市健康増進計画(第2次)」策定(H25.3) ※
平成 27	「第3次食育推進基本計画」策定(H28.3)		
平成 28		「兵庫県健康づくり推進プラン(第2次)」策定(H29.3) 「食育推進計画(第3次)」策定(H29.3)	
平成 29			「赤穂市健康増進計画(第3次)」策定予定(H30.3) ※

※赤穂市食育推進計画を含む

4. 赤穂市健康増進計画（第3次）の策定について

(1) 計画策定にあたっての基本的考え方

本市では、これまで第1次から第2次にわたる「赤穂市健康増進計画」に基づき、市民の健康づくりに関わる様々な施策を推進してきました。

また、食育基本法に基づく「食育推進計画」については、健康づくりと密接に関係することから、健康増進計画に包含し、市民の健全な食生活の確立をめざした取り組みを一体的に行っています。

平成29年度は、健康増進計画（第2次）の最終年度であることから、これまでの取り組みの実績や目標に対する最終評価の結果を踏まえるとともに、国の健康日本21（第2次）や第3次食育推進基本計画、兵庫県健康づくり推進プラン（第2次）や食育推進計画（第3次）との整合を図りながら、食育推進計画を含む「赤穂市健康増進計画（第3次）」（以下「第3次計画」という。）を策定し、引き続き、市民の健康づくりと疾病予防に重点を置いた取り組みを市全体で総合的かつ計画的に推進します。

(2) 法的根拠

- ・健康増進計画：健康増進法第8条第2項に規定する「市町村健康増進計画」
- ・食育推進計画：食育基本法第18条に規定する「市町村食育推進計画」

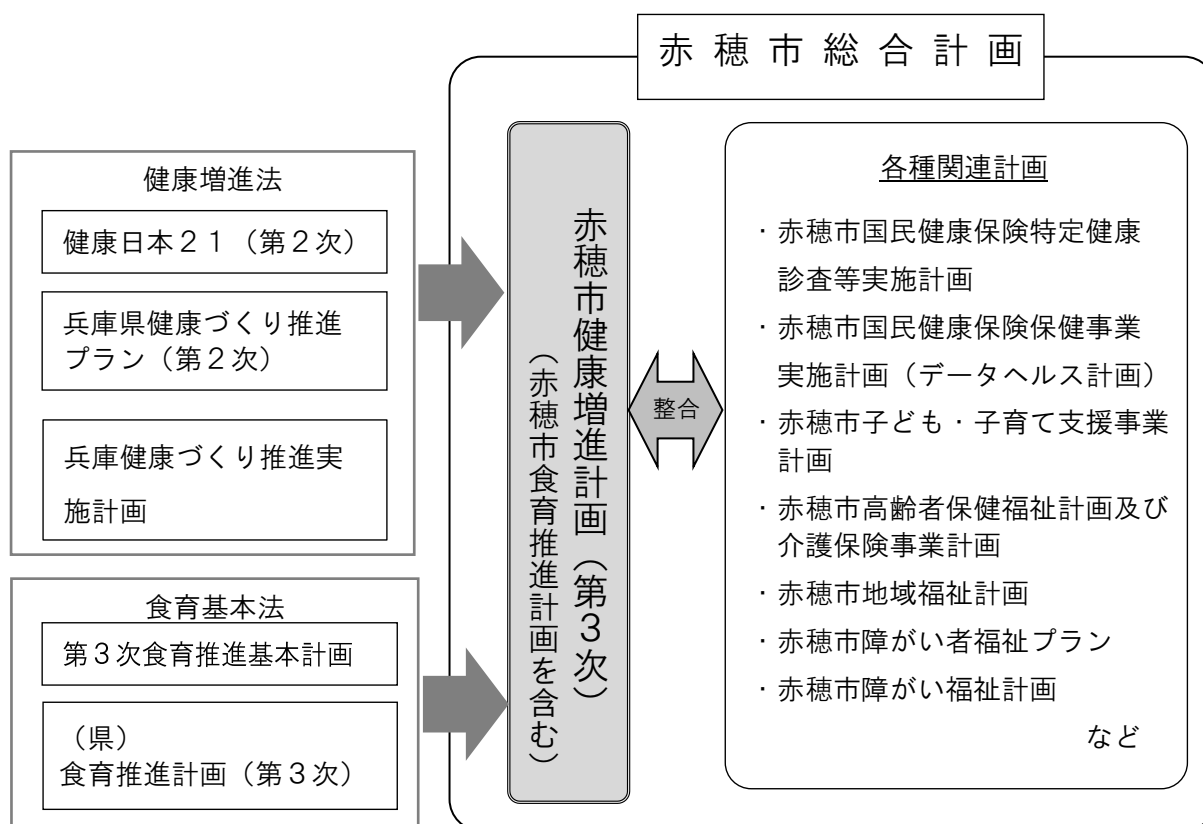
(3) 計画の性格

- ・第3次計画は、市民の生活習慣病予防とともに、健康寿命の延伸に向けた具体的な目標を定めた計画であり、健康づくりに密接に関係する食育推進計画と一体的に策定します。
- ・第3次計画は、「赤穂市総合計画」を上位計画として、赤穂市国民健康保険特定健康診査等実施計画や赤穂市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、赤穂市子ども・子育て支援事業計画等の健康づくりに関連する計画・施策と整合性を図りながら推進します。

(4) 第3次計画の期間

平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）の5年間

【計画の位置づけ】



5. 第3次計画策定の体制

- ・計画策定の中核機関として、学識経験者、各関係団体の代表者、関係行政機関の職員、公募市民など、幅広い関係者の参画を得て「赤穂市健康増進計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置します。
- ・第3次計画策定のプロセスにおいては、策定委員会（年度内に3回開催予定）で意見等を聴取し、計画素案に反映させます。
- ・市民を対象としたアンケート調査や関係団体を対象としたヒアリングを実施し、市民の健康づくりに関する行動や意識、健康課題等を調査・把握した上で、計画素案を作成します。

6. 計画策定スケジュールの概要

	策定委員会	事務局
平成 29 年		
7月	第1回計画策定委員会（7/25） ・委員長、副委員長の選出 ・赤穂市健康増進計画の策定について ・アンケート調査について ・計画策定スケジュールについて	・アンケート調査票（案）の修正
8月 9月		・アンケート調査の実施
10月		・アンケート調査の集計・分析 ・計画書素案の作成
11月	第2回計画策定委員会 ・アンケート調査結果の報告について ・計画書素案の協議	・計画書素案の修正
平成 30 年		
1月		・パブリックコメントの募集、意見の集約 ・計画書最終案の作成
2月	第3回計画策定委員会 ・計画書最終案の協議、承認	・計画書最終案の修正 ・概要版の作成
3月		・計画書印刷

【参考：赤穂市健康増進計画（第2次）の概要】

<p>① 基本理念</p> <p>市民の健康寿命の延伸のための健康づくり・食育推進にあたっての根本的な考え方</p>	<p>「食べて 動いて 笑って 健康のまち 赤穂」</p>		
<p>②基本方針</p> <p>基本理念の実現のための取り組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の一次予防の推進 ・健康と食育の一体的推進 ・次代を担う子どもたちの健康増進 ・高齢期の健康増進 ・健康づくりのための社会環境の整備 		
<p>③ 市民の行動目標</p>	<p>赤穂市健康づくり8か条</p> <p>健康寿命を延ばすために市民一人ひとりが取り組む行動目標</p>	<p>食生活・栄養</p> <p>おいしく楽しく、しっかり食べて、元気なからだ</p>	<p>第1条 1日3食、バランスよく食べます</p> <p>第2条 毎食、野菜を食べます</p>
		<p>身体活動・運動</p> <p>楽しく動いて、元気な暮らし</p>	<p>第3条 日頃から意識的に歩き、運動する習慣をもちます</p>
		<p>休養・こころの健康</p> <p>ストレスとうまくつきあい、こころハツラツ</p>	<p>第4条 上手にストレスとつきあいます</p>
		<p>歯と口腔（こうくう）の健康</p> <p>めざせ！ 80歳で20本の自分の歯</p>	<p>第5条 正しい歯みがきの習慣をもち、定期的に歯科健診を受けます</p>
		<p>たばこ</p> <p>ストップ！受動喫煙</p>	<p>第6条 たばこは吸わない、煙を吸わない</p>
		<p>アルコール</p> <p>健康的な飲み方で、楽しいお酒</p>	<p>第7条 適度な飲酒を心がけ、週2日は休肝日とします</p>
		<p>健康チェック</p> <p>健康チェックは、自分への感謝、大切な人への愛情</p>	<p>第8条 年1回は必ず健診（検診）を受けます</p>
		<p>赤穂市食育推進7か条</p> <p>食育を推進するために市民一人ひとりが取り組む行動目標</p>	<p>食生活の確立</p> <p>知ろう！学ぼう！食と健康</p>
	<p>食を通じた豊かな人間形成</p> <p>コミュニケーションで楽しい食事</p>		<p>第3条 家族や友人、地域の人と一緒に食事を楽しまます</p> <p>第4条 調理や収穫の体験を通じて、食への感謝の気持ちを育てます</p>
	<p>地産地消の推進・食文化の継承</p> <p>地元の味を育て伝えよう</p>		<p>第5条 地元の食材を積極的に活用します</p> <p>第6条 郷土料理などの食文化を学び、次世代へ伝えます</p>
	<p>食育活動の推進</p> <p>次代へつなごう！食育バトン</p>		<p>第7条 食育に関心をもち、みんなで食育活動に参加します</p>

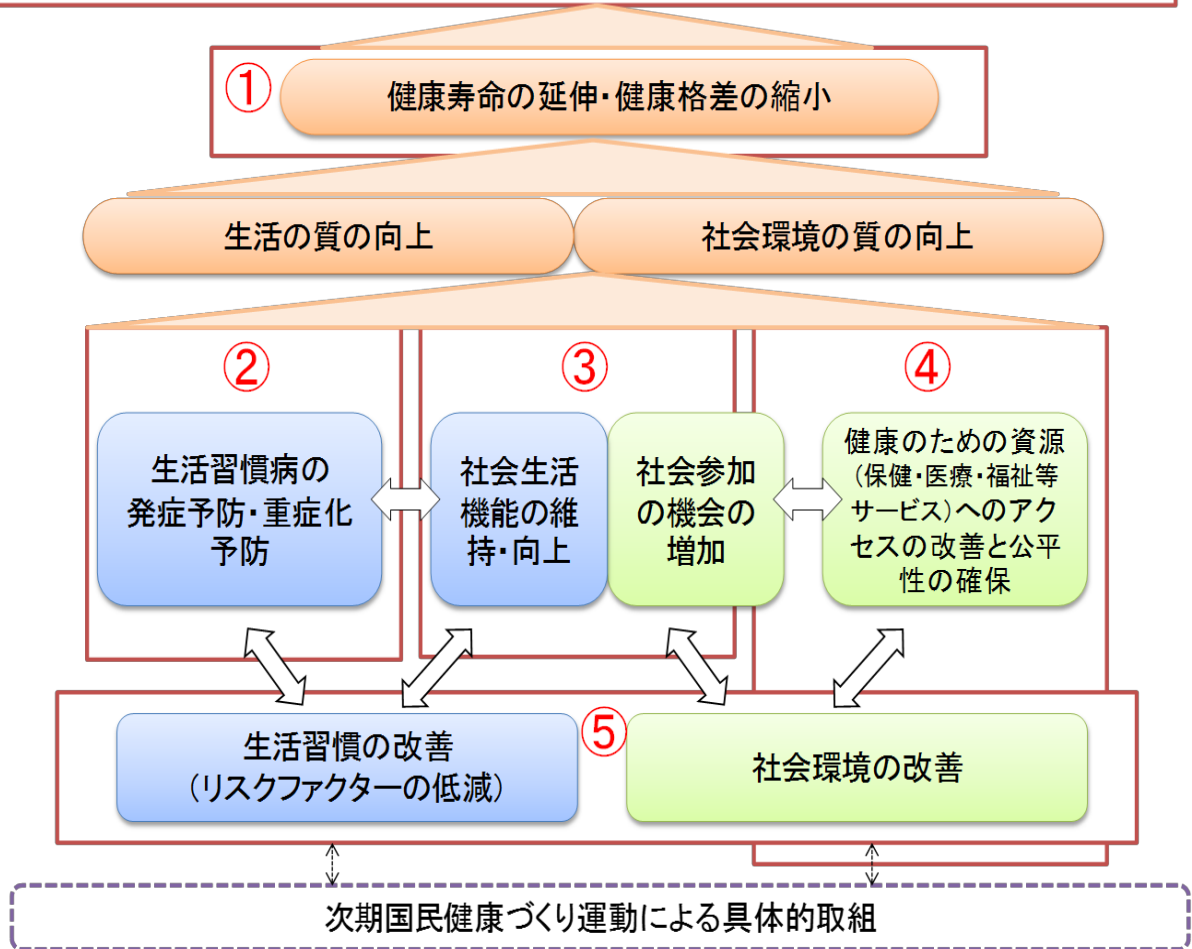
【参考：兵庫県健康づくり推進プラン（第2次）の概要】

①計画の目標	「県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる社会の実現」	
②基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフステージに対応した取組の強化 ・ 健康寿命の延伸に向けた個人の主体的な取組の推進 ・ 社会全体として健康づくりを支える体制の構築 ・ 多様な地域特性に応じた支援の充実 	
③分野別方針	生活習慣病等の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1)主体的な健康づくりに向けた県民意識の向上 (2)食習慣の改善 (3)運動習慣の定着 (4)たばこ対策の推進 (5)次世代への健康づくり支援 (6)感染症その他の疾病予防
	歯及び口腔 <small>こうくう</small> の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1)総合的な推進 (2)次世代への支援 (3)成人期の取組 (4)高齢期の取組 (5)配慮を要する者への支援
	こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1)ライフステージに対応した取組 (2)認知症の予防・早期発見の推進 (3)精神障害者への支援
	健康危機事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> (1)災害時における健康確保対策 (2)食中毒の発生予防・拡大防止 (3)感染症の発生予防・拡大防止

①基本理念	「心身の健康の増進と豊かな人間形成、明るい家庭と元気な地域づくり」の実現	
②基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての県民がさらに食育活動をすすめ、元気な地域をつくる ・県民が生涯にわたり健全な食生活を実践することができるよう、すべての関係者で食に関する環境の整備を図る ・“ひょうごらしさ”を活かした食育をすすめる (ひょうごの五つの国(地域)の特長、震災の経験と教訓) 	
② 取り組みの柱・ 施策展開	若い世代を中心とした 健全な食生活の実践	<ul style="list-style-type: none"> (1)健やかな発育、基本的な生活習慣の形成 (2)幼稚園、保育所、認定こども園における食育推進 (3)学校における食育推進 (4)健康的な生活習慣の定着と実践 (5)家庭の食育力の強化
	健やかな暮らしを支える 食育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1)健康寿命の延伸に向けた食の健康の推進 (2)食品表示への理解促進、リスクコミュニケーションの普及 (3)災害時の食の備えの普及
	食や「農」に積極的に 関わる活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1)消費者と生産者が支え合う県産県消（地産地消）の推進 (2)食と「農」への積極的な関わりの推進 (3)地域色豊かな食文化の継承と創造
	食育推進のための体制 整備	<ul style="list-style-type: none"> (1)食育に資する人材育成、ボランティア活動の充実強化 (2)県民と一体となった活動の推進、連携体制の強化 (3)栄養・食生活に関する調査研究、情報収集、発信

【参考：健康日本21（第2次）の概念図】

全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現



健康日本21（第2次）の基本的な方向

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

第3次

食育推進基本計画

実践の場を広げよう

食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めています。
平成28年度から平成32年度までの5年間で期間とする第3次食育推進基本計画では、これまでの10年間の取組による成果と、社会環境の変化の中で明らかになった新たな状況や課題を踏まえ、5つの重点課題を柱に、取組と施策を推進していきます。



重点課題
1

若い世代を中心とした
食育の推進



重点課題
2

多様な暮らしに対応した
食育の推進



重点課題
3

健康寿命の延伸に
つながる食育の推進



重点課題
4

食の循環や環境を
意識した食育の推進



重点課題
5

食文化の継承に向けた
食育の推進

